

コンパクトシティの形成に関連する支援施策集

①地域公共交通との連携の視点

○都市をコンパクト化して医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約する際、高齢者をはじめとする住民がこれらの日常生活に必要なサービスを身近に享受できるようにするためには、拠点へのアクセスや拠点間のアクセスを確保するなど、公共交通の維持・充実について一体的に検討する必要がある。一方で、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に当たっては、拠点エリアへの都市機能の誘導や公共交通沿線への居住の誘導について一体的に検討する必要がある。(コンパクトシティ+ネットワーク)

○このため、立地適正化計画と地域公共交通網形成計画等において、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定と持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に関する取組が整合をもって定められるよう、十分な調整が必要である。必要に応じて、両計画を一体的に策定することも考えられる。

1)地域公共交通に関する計画策定の際に活用できる支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
地域公共交通確保維持改善事業 (地域公共交通調査等事業) (地域公共交通再編推進事業)	○	一部○	一部○	一部○	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱等	地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の作成に向けた取組を支援。 【補助率】 定額(上限2,000万円) 関連URL: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html	国土交通省総合政策局 公共交通政策部交通支援課
街路交通調査費	○	○	-	○	道路法56条の道路に関する調査に該当	総合的な都市交通マスタープラン等を策定する総合都市交通体系調査や、都市・地域総合交通戦略等の計画策定に向けた取り組みを支援。 【補助率】 1/3	国土交通省都市局 都市計画課 街路交通施設課
低炭素化に向けた公共交通利用転換事業(公共交通利用転換事業計画策定事業) [環境省(国土交通省連携事業)]	○	-	-	-	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素化に向けた公共交通利用転換事業)交付要綱	地域の協議会における省CO2を目標に掲げた公共交通に関する計画の策定を支援。 【補助率】 1/3	国土交通省総合政策局 公共交通政策部交通支援課
地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き	-	-	-	-	-	地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の作成に当たり、両計画の作成手順、考え方を示した「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き」を作成・公表。 関連URL: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000058.html	国土交通省総合政策局 公共交通政策部交通計画課

地域公共交通支援センター	-	-	-	-	-	地域公共交通の確保・維持に取り組もうとする地域の関係者にとって参考となる全国の先進事例等について、毎年度、調査更新した上で、交通モード別等にHP上で紹介。 関連URL: http://koutsu-shien-center.jp/jirei/#top	国土交通省総合政策局 公共交通政策部交通計画課
--------------	---	---	---	---	---	--	----------------------------

2) 地域公共交通に関する事業に活用できる支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
地域公共交通確保維持改善事業	○	一部○	一部○	一部○	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱等	多様な関係者の連携により、地方バス路線などの生活交通の確保・維持を図るとともに、ノンステップバス等の導入やLRT・BRTの整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援。 【補助率】 1/2、1/3等 関連URL: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html	国土交通省総合政策局 公共交通政策部交通支援課
都市・地域交通戦略推進事業	○	○	-	-	社会資本整備総合交付金交付要綱等	コンパクトシティの形成に向け、徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、駅の自由通路等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援。 【補助率】 1/3、1/2〔立地適正化計画に位置付けられた事業等〕	国土交通省都市局 街路交通施設課
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の出資等制度	○	-	-	○	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 等	地域公共交通ネットワークの再構築を担う新設事業運営会社に対して(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が出資等	国土交通省総合政策局 公共交通政策部交通支援課
低炭素化に向けた公共交通利用転換事業(公共交通利用転換事業) [環境省(国土交通省連携事業)]	○	-	-	-	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素化に向けた公共交通利用転換事業)交付要綱	地域の協議会における省CO2を目標に掲げた公共交通に関する計画に基づく以下の取組を支援。 ・基幹ネットワークの充実・利便性向上(BRT・LRTの導入等) ・ネットワークの再編・拡充(支線の再編・拡充、乗り継ぎ円滑化等) 【補助率】 1/2	国土交通省総合政策局 公共交通政策部交通支援課
鉄道駅総合改善事業	○	-	一部○	-	鉄道駅総合改善事業費補助交付要綱	まちづくりと一体となった駅の総合的な改善や駅空間の高度化 【補助率】 1/3、1/5	国土交通省鉄道局 都市鉄道政策課

都市鉄道利便増進事業(速達性向上事業)	○	○	○	○	都市鉄道等利便増進法、都市鉄道利便増進事業費補助交付要綱 等	以下の項目について支援を行う。 ・既存の都市鉄道ネットワークを有効活用した連絡線の整備、相互直通化 ・列車が追越しを行うために必要となる都市鉄道施設の整備に要する経費 【補助率】 1/3	国土交通省鉄道局 都市鉄道政策課
幹線鉄道等活性化事業(旅客線化)(形成計画事業)	○	○	-	-	幹線鉄道等活性化事業費補助交付要綱	(旅客線化) ・大都市及びその周辺における貨物鉄道の旅客線化のための鉄道施設の整備に要する経費について支援を行う。 【補助率】 1/5 (形成計画事業) ・地域公共交通活性化・再生法に基づく地域公共交通網形成計画の枠組みを活用して、鉄軌道利用者の利便性向上を図るための施設の整備に要する経費について支援を行う。 【補助率】 1/3	(旅客線化) 国土交通省 鉄道局都市鉄道政策課 (形成計画事業) 鉄道事業課地域鉄道支援室
都市鉄道整備事業(地下高速鉄道)	○	○	-	-	地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱	新線建設費、耐震補強工事及び駅のバリアフリー化等のための大規模改良工事費について支援を行う。 【補助率】 35%	国土交通省鉄道局 都市鉄道政策課

3) 歩行空間等の改善に活用できる制度

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
駐車場法の特例制度	○	○	-	○	都市再生特別措置法	市町村が立地適正化計画に「駐車場配置適正化区域」、「路外駐車場配置等基準」及び「集約駐車施設の位置・規模」を記載することにより、駐車場法の特例制度の適用が可能となる。	国土交通省都市局街路交通施設課

コンパクトシティの形成に関連する支援施策集

②都市再生・中心市街地活性化との連携の視点

○中心市街地活性化基本計画と立地適正化計画による施策の相乗効果をあげるためには、両計画を連携をとって作成することを通じ、都市機能誘導区域と中心市街地の区域の設定や、誘導・集約しようとする施設についての調整を図ることなどが必要となる。
○また、都市機能誘導区域において、必要な生活サービス施設の誘導・集約が促進されるとともに、まちの拠点として賑わいを創出するという観点から、都市機能の効果的な立地誘導が促進されるよう施策を講ずる必要がある。

1) 中心市街地の商業の活性化等に対する支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
中心市街地再生事業	○	—	—	○	中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項	市町村が策定し、内閣総理大臣が認定した中心市街地活性化基本計画に基づき、民間事業者が実施する商業施設の改修・リノベーション等に対して支援。また、食料品等の日常の買物の機会が十分に提供されない地域において、買物に困難を抱える人々に買物機会を持続的に提供出来るような事業に対して支援。 【補助率】 2/3	経済産業省 商務流通保安グループ 中心市街地活性化室 流通政策課
中心市街地再興戦略事業	○	—	—	○	中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項	地域住民や自治体等による強いコミットを前提に、実効性のある計画を立てることが出来る事業者に対し、近隣市町村の住民や観光客等のニーズに対応出来る高度な商業等の機能の整備や、魅力ある中心市街地の形成を図るためのソフト事業、専門人材活用等に対して支援。 【補助率】 2/3	経済産業省 商務流通保安グループ 中心市街地活性化室
地域商業自立促進事業	○	—	—	—	—	インキュベーション施設の整備、空き店舗への店舗誘致や店舗の集約化による商店街のコンパクト化等を支援し、商店街の新陳代謝を進める。加えて、地域の消費活動のベースとなる機能を強化するため、コミュニティスペースの整備等を支援。 【補助率】 2/3	中小企業庁経営支援部 商業課
まちプロデュース活動支援事業	○	—	—	○	中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項	まちづくりに関する豊富な知識やノウハウを有し自ら事業を起こしキャッシュフローを生み出せるタウンマネージャー等を育成するとともに、中心市街地活性化の取組を広く普及させる取組を実施。	経済産業省 商務流通保安グループ 中心市街地活性化室

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定	○	—	○	○	中心市街地の活性化に関する法律第50条～第53条	地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、波及効果が高い民間プロジェクトに対して経済産業大臣が認定し、重点的に支援する制度。市町村版高度化融資や大規模小売店舗立地法の特例等を活用できるほか、補助金額の上乗せといった予算措置や、割増償却、登録免許税の軽減といった税制措置を講じている。	経済産業省 商務流通保安グループ 中心市街地活性化室
民間中心市街地商業活性化事業計画の認定	—	—	—	○	・中心市街地の活性化に関する法律第42条～第46条	中心市街地の小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を図るソフト事業を経済産業大臣が認定し、民間活力が十分に発揮される環境整備を推進。	経済産業省 商務流通保安グループ 中心市街地活性化室
認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地等を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	—	—	○	○	・中心市街地活性化法第49条第2項 ・租税特別措置法第34条の2、同法第65条の4、同法第68条の75	認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地等であって、当該事業が租税特別措置法に定める所定の要件を満たすものを、認定事業者に譲渡した場合、1500万円を限度として、譲渡所得の特別控除が可能。	中小企業庁経営支援部商業課
特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する建築物及び構築物を取得した際の割増償却制度	—	—	○	○	・中心市街地活性化法第51条第2項 ・租税特別措置法第14条の2、同法第47条の2、同法第68条の35	認定中心市街地経済活力向上事業計画に係る商業施設等で認定事業者が平成29年3月31日までに取得等をするものにつき、5年間30%の割増償却が適用可能。	経済産業省 商務流通保安グループ 中心市街地活性化室
特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減	—	—	○	○	・中心市街地活性化法第51条第1項 ・租税特別措置法第81条	平成28年3月31日までに認定を受けた認定中心市街地経済活力向上事業計画に記載された経済活力向上事業の用に供するため、当該事業の実施区域において、不動産の取得又は建物の建築をした場合、所有権の移転登記又は保存登記に係る登録免許税が1/2軽減。	経済産業省 商務流通保安グループ 中心市街地活性化室
企業活力強化貸付における企業活力強化資金	—	—	—	○	・中心市街地の活性化に関する法律第77条 ・「日本再興戦略」改訂2015中短期工程表「立地競争力の更なる強化⑤」	(1)中心市街地において、卸・小売、飲食店及びサービス業を営む者(商店街振興組合、事業協同組合等を含む)に対して、経営基盤の強化のための合理化・共同化等を図るための設備取得等の事業に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を実施。 (2)中心市街地を活性化させるため、様々な関係者が一体となった意欲的な取組を行う地域において、次に定める事業を行う者に対し、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を実施。 ① 民間事業者・まちづくり会社等が、認定経済活力向上事業計画に基づいて行う事業(事業の実施のために必要な設備資金及び運転資金) ② 中小企業者が行う、認定経済活力向上事業計画に基づいて整備された施設で卸・小売・飲食店及びサービス業合理化及び共同化等を図るための設備等資金	経済産業省 商務流通保安グループ 中心市街地活性化室

2) 中心市街地における都市機能の誘導・更新、市街地整備等に対する支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
都市機能立地支援事業	○	—	—	○	都市再生特別措置法、都市機能立地支援事業制度要綱等	人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、公的不動産の有効活用等により都市機能(医療・福祉等)を整備する民間事業者等に対して支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する。 【補助率】 1/2等 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000028.html	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課
都市再生整備計画事業 (都市再構築戦略事業)	○	○	—	○	都市再生特別措置法、社会資本整備総合交付金交付要綱等	人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、地域に必要な都市機能(医療・福祉等)等の整備について支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する。 【交付率】 1/2等 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000029.html	国土交通省都市局 市街地整備課
都市再生区画整理事業	○	○	○	○	土地区画整理法、社会資本整備総合交付金交付要綱等	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生等を推進するため施行する土地区画整理事業等の支援を行う。 【交付率】 重点地区:1/2、一般地区:1/3	国土交通省都市局 市街地整備課
市街地再開発事業	○	○	○	○	都市再開発法、社会資本整備総合交付金交付要綱等	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、敷地の統合、不燃共同建築物の建築及び公共施設の整備を行う。 【交付率】 1/3	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課
優良建築物等整備事業	○	—	—	—	優良建築物等整備事業制度要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱等	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う。 【補助率】 1/2、1/3、2/5	国土交通省住宅局 市街地建築課

集約景観歴史的風致形成推進事業	○	-	-	-	集約促進景観・歴史的風致形成推進事業制度要綱 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業制度交付要綱	集約型都市構造への転換を図る上で人口密度を維持しようとするエリアにおいて景観・歴史的風致形成に資する取組に総合的な支援をおこない、当該エリアを求心力のある魅力的な環境とすることを通じ、居住等機能の立地誘導や地域活性化により、都市の再生を図るもの。 【補助率】 1/2(歴史的風致形成建造物への直接補助のうち修理、買取、移設) 1/3(景観重要建造物の修理等や建造物の外観修景 等) 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000033.html	国土交通省都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室
民間まちづくり活動促進・普及啓発事業	○	-	-	-	民間まちづくり活動促進事業制度要綱	先進団体が実施する、これから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する普及啓発事業や、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定に基づく施設整備等を含む実証実験等に助成する。 【補助率】 普及啓発事業：定額、社会実験・実証事業等：(直接：1/2、間接：1/3) 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html	国土交通省都市局 まちづくり推進課 他
街なか居住再生ファンド	○	-	-	-	街なか居住再生ファンド補助金交付要綱	中心市街地活性化のため、民間の多様な住宅等の整備事業に対して出資することにより、都市中心部への居住を推進する。	国土交通省住宅局 市街地建築課
都市環境維持・改善事業資金融資	○	-	-	○	都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第6項	地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う、地方公共団体に対する無利子貸付制度。 【国の貸付率】 地方公共団体の貸付額の1/2以内(事業費の1/4以内) 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000052.html	国土交通省都市局 まちづくり推進課
共同型都市再構築業務(民都機構による支援)	○	-	-	○	民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条1項第1号	地域の生活に必要な都市機能の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する民間事業に対し、民間都市開発推進機構が長期で安定的な資金を供給する制度。 民都機構は共同事業者として工事費等の一部を負担し、建物竣工後、民都機構の建物持ち分を事業者に譲渡。事業者は建物譲渡代金を20年間以内の半年賦又は10年間以内の一括弁済で民都機構に返済。 関連URL: http://www.minto.or.jp/products/reconstruction.html	国土交通省都市局 まちづくり推進課

まち再生出資業務 (民都機構による支援)	○	-	-	○	都市再生特別措置法第9 5条等	市町村が定める立地適正化計画等の区域内等において、国土交通大臣の認定を受けた民間都市開発事業に対し、民間都市開発推進機構を通じて、立ち上げ支援を行う。 関連URL: http://www.minto.or.jp/products/regenerate.html	国土交通省都市局 まちづくり推進課
住民参加型まちづくりファンド 支援業務(民都機構による支 援)	○	-	-	○	民間都市開発の推進に 関する特別措置法第4条 第6号	資金を地縁により調達し、住民等によるまちづくり事業の助成等を行う「まちづくりファンド」に対し、民間都市開発推進機構が資金拠出による支援を行い、住民参加型まちづくりの推進を図る。 関連URL: http://www.minto.or.jp/products/fund.html	国土交通省都市局 まちづくり推進課
都市再生コーディネート (都市再生機構による支援)	○	-	-	○	独立行政法人都市再生 機構法第11条6号	立地適正化計画制度によるコンパクトなまちづくりの推進に向けた都市機能誘導の促進のため、都市再生機構が、都市機能の立地に至るまでのコーディネート等を実施。	国土交通省都市局 まちづくり推進課 国土交通省住宅局 総務課民間事業支援 調整室 市街地建築課市街地 住宅整備室
まちなか再生・まちなか居住推 進のための環境整備の推進 (都市再生機構による支援)	○	-	-	○	独立行政法人都市再生 機構法第11条1号	都市再生機構において、まちの拠点となる区域での土地の集約化等権利調整を伴う事業を行うことにより、まちなか再生やまちなか居住の用に供する敷地の整備及び公益施設等の施設整備を促進。	国土交通省都市局 まちづくり推進課 国土交通省住宅局 総務課民間事業支援 調整室 市街地建築課市街地 住宅整備室
都市機能更新型土地区画整 理事業等の推進 (都市再生機構による支援)	○	-	-	○	独立行政法人都市再生 機構法第11条1号	都市再生機構において、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市機能更新事業を行うことにより、都市機能の更新を促進。	国土交通省都市局 まちづくり推進課 国土交通省住宅局 総務課民間事業支援 調整室 市街地建築課
都市機能誘導区域の外から区 域内への事業用資産の買換え 等の特例	-	-	○	-	租税特別措置法第37条、 第65条の7、第68条の78	都市機能誘導区域外の資産を、国土交通大臣が認定した民間誘導施設等整備事業計画に記載された誘導施設に買い換える場合の課税の特例措置	国土交通省都市局 まちづくり推進課

誘導施設の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例	—	—	○	—	租税特別措置法第31条の2、第37条の5、第62条の3、第68条の68 地方税法附則第34条の2	都市機能の導入事業(民間誘導施設等整備事業計画)に係る用地確保のために事業者が土地等を取得する場合、当該土地等を譲渡した者に対する課税の特例措置 (特定民間再開発事業及び特定の民間再開発事業)	国土交通省都市局 まちづくり推進課
都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例	—	—	○	—	租税特別措置法第31条の2、第34条の2、第62条の3、第65条の4、第68条の68、第68の75 地方税法附則第34条の2	立地適正化計画に係る取組に参画する都市再生推進法人に対して土地等を提供した場合の課税の特例措置	国土交通省都市局 まちづくり推進課
誘導施設を整備した事業者が当該誘導施設とともに整備した公共施設等に係る課税の特例	—	—	○	—	地方税法附則第15条第42項	国土交通大臣が認定した民間誘導施設等整備事業計画において、誘導施設の整備に併せて整備した公共施設・都市利便施設に係る課税の特例措置	国土交通省都市局 まちづくり推進課

コンパクトシティの形成に関連する支援施策集

③医療・福祉との連携の視点

○人口減少社会のまちづくりでは、医療・介護サービスだけでなく、住まいや移動等、生活全般にわたる支援を併せて考える必要がある。
○そのため、コンパクトシティ形成の取組と、医療・介護サービスの有機的な連携も見据えた医療施設、介護施設等の立地と連携が必要である。

1)地域包括ケアシステムの構築に向けた支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業	○	—	—	—	—	地域包括ケアシステムの構築に向け、自立した生活を送ることが困難な低所得高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地方公共団体、社会福祉法人、NPO法人等が、居住の場の確保や日常生活上の支援を行うなどの地域におけるモデル的な支援体制の構築に対して、国が支援を行う。 【補助率】 定額(1事業当たり 5,106千円)	厚生労働省老健局 高齢者支援課

2)ガイドラインの発出

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン	—	—	—	—	—	多くの市民が自立的に、また必要に応じて地域の支援を得て、より活動的に暮らせるまちづくりの取組を推進するため、地方公共団体向けに発出(平成26年8月)	国土交通省都市局 都市計画課 まちづくり推進課 街路交通施設課

3) 中心拠点・生活拠点形成に向けた支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
都市機能立地支援事業	○	—	—	○	都市再生特別措置法、都市機能立地支援事業制度要綱等	人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、公的不動産の有効活用等により都市機能(医療・福祉等)を整備する民間事業者等に対して支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する。 【補助率】 1/2等 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000028.html	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課
都市再生整備計画事業(都市再構築戦略事業)	○	○	—	○	都市再生特別措置法、社会資本整備総合交付金交付要綱等	人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、地域に必要な都市機能(医療・福祉等)等の整備について支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する。 【交付率】 1/2等 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000029.html	国土交通省都市局市街地整備課
UR団地における地域医療福祉拠点化の推進	○	—	—	—	—	既存のUR団地において医療福祉施設等の誘致・集約を図り、団地周辺地域も含めた医療福祉拠点の形成を図る。	国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室

4) 医療計画制度による支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
医療提供体制施設整備交付金	○	—	—	—	—	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善等を図る観点から、医療施設等の施設整備について支援を行う。 なお、本交付金は、医療計画制度の実行性を確保するため、都道府県において作成した「医療計画に基づく事業計画」により都道府県が自主性・裁量性を発揮できるよう助成することとしている。	厚生労働省医政局地域医療計画課

医療計画(医療提供体制確保に関する基本方針等)	○	-	-	○	医療法第30条の3 医療法第30条の4	医療機能の分化・連携を推進し、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るため、国は基本方針を示している。都道府県においては、この基本方針に即して、かつ、それぞれの地域の実情に応じて、当該都道府県における医療計画を定めている。	厚生労働省医政局 地域医療計画課
-------------------------	---	---	---	---	------------------------	---	---------------------

5) バリアフリー環境整備に向けた支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
バリアフリー環境整備促進事業	○	-	-	-	社会資本整備総合交付金 交付要綱等	高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行う。 【補助率】 1/3	国土交通省住宅局 市街地建築課
地域公共交通確保維持改善事業 (地域公共交通バリア解消促進等事業)	○	一部○	一部○	一部○	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱等	高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため、鉄道駅、旅客ターミナル(バス・旅客船・航空旅客)のバリアフリー化や公共交通の利用環境改善(LRT、BRT、ICカードの導入等)等を一体的に支援する。 【補助率】 1/3等 関連URL: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html	国土交通省総合政策局 公共交通政策部交通支援課

コンパクトシティの形成に関連する支援施策集

④子育て支援との連携の視点

- 子育て支援部門が子育て環境の持続的な確保を図る背景と都市計画部門がコンパクトシティ化を進める背景は共通している。
○そのため、各部門の施策の推進に向けて、地域の実情に応じた子育て支援の展開を、まちづくりと一体的に推進する必要がある。

1) 小規模保育の改修等に対する支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
保育対策総合支援事業費補助金	○	—	—	—	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	小規模保育等の改修等に対して補助。 ・小規模保育改修費等支援事業 ・家庭的保育改修費等支援事業	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課

2) 中心拠点・生活拠点形成に向けた支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
都市機能立地支援事業	○	—	—	○	都市再生特別措置法、都市機能立地支援事業制度要綱等	人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、公的不動産の有効活用等により都市機能(医療・福祉等)を整備する民間事業者等に対して支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する。 【補助率】 1/2等 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000028.html	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課
都市再生整備計画事業(都市再構築戦略事業)	○	○	—	○	都市再生特別措置法、社会資本整備総合交付金交付要綱等	人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、地域に必要な都市機能(医療・福祉等)等の整備について支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する。 【交付率】 1/2等 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000029.html	国土交通省都市局市街地整備課

コンパクトシティの形成に関連する支援施策集

⑤都市農業との連携の視点

○都市農地は、良好な景観の形成や防災性の向上、多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場としての機能等を有していることから、コンパクトシティの形成の促進にあわせて、良好な市街地環境を形成する観点から、その保全・活用を図ることが必要である。
 ○市街化区域内の農地については、生産緑地制度の活用を図るとともに、都市農業振興施策と連携した農地の有効活用を促進することが重要である。
 ○また、コンパクトシティの実現に向けては、誘導区域の外側における開発を抑制し、持続可能な土地利用方策を確立することが不可欠であるため、有効な土地利用の在り方として、農地の役割がますます重要となる。

1) 農地保全・活用施策

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
都市農業機能発揮対策事業	○	—	—	—	都市農業機能発揮対策事業実施要綱	都市農業が多様な機能を発揮していくため、国土交通省と連携して、都市農業に関する制度の検討を実施するほか、都市農業の意義の周知、災害時の避難地としての農地の活用、福祉農園の開設を支援	農林水産省農村振興局 都市農村交流課都市農業室
市民農園事業	○	—	—	○	社会資本整備総合交付金交付要綱	生産緑地等を買取り、市民農園を都市公園として整備する事業である。面積要件は原則として0.25ha以上であるが、立地適正化計画策定都市については、居住誘導区域外において、生産緑地の買取り申出に基づき農地の買取りを行う場合は、0.05ha以上、居住誘導区域内において、教育・学習又は防災に係る計画等の位置付けがある生産緑地の買取り申出に基づき農地の買取りを行う場合は、0.05ha以上としている。 【補助率】 1/2(施設)、1/3(用地)	国土交通省都市局 公園緑地・景観課緑地環境室
緑と農の共生まちづくり推進調査	○	—	—	—	—	人口減少・高齢社会の進展に対応した集約型都市構造化及び都市と緑・農が共生するまちづくりを推進するとともに、本年4月に成立した都市農業振興基本法を踏まえて講じる施策について、条件整理や効果の把握等を行うため、農地の保全に係る土地利用計画の策定などのモデル的な取組みを調査する。	国土交通省都市局 公園緑地・景観課

2)その他の施策

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
市民緑地等整備事業	○	—	—	○	社会資本整備総合交付金 交付要綱	地方公共団体等が市民緑地契約等に基づき行う緑地の利用又は管理のために必要な施設整備を行う事業である。面積要件は原則2ha以上であるが、都市機能誘導区域又は居住誘導区域におけるものについては、0.05ha以上としている。 【補助率】 1/2	国土交通省都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室
ストック再生緑化事業	○	—	—	—	社会資本整備総合交付金 交付要綱	既設建築物等のストックを活用した都市環境の改善を図るため、公共公益施設の緑化や、公開性を有する建築物等の緑化に対して支援を行う。 【補助率】 1/2	国土交通省都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室
集約都市形成支援事業 (コンパクトシティ形成支援事業)	○	—	—	—	集約都市形成支援事業制度要綱 集約都市形成支援事業費補助金交付要綱	居住誘導区域外に立地する一定規模以上の医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、商業施設を都市機能誘導区域へ移転するときに、移転跡地の緑地等整備を支援 立地適正化計画に跡地等管理区域として位置づけられた、又は位置づけられる見込みの区域における建築物跡地等の管理上必要な敷地整備(芝生や花壇の設置等)を支援	国土交通省都市局 都市計画課

コンパクトシティの形成に関連する支援施策集

⑥公共施設再編との連携の視点

〇まちづくりの観点から効率的・効果的に公的不動産の再編を行うためには、庁舎や公民館等の公共施設を集客力のある重要な都市機能と捉え、その再編に当たって拠点地区への集約化を図ったり、不足する生活サービス機能を誘導する種地として低未利用の公有地を活用するなど、コンパクトシティ形成施策と公的不動産の再配置・有効活用に向けた取組において立地を重要な要素として位置付け、これらの取組が連携して進められる必要がある。

1) まちづくりと連携した公共施設再編への取組に関する支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
まちづくりのための公的不動産(PRE)有効活用ガイドライン	—	—	—	—	—	コンパクトなまちづくりと連携した公共施設の再編や有効活用を図る手順等についてとりまとめ、地方公共団体向けに周知(平成26年4月) 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/PRE.html	国土交通省都市局都市計画課
コンパクトシティ形成支援事業	○	—	—	—	集約都市形成支援事業制度要綱	「まちづくりのための公的不動産有効活用ガイドライン」に基づき作成されるPRE活用計画について、計画策定費を補助 【補助率】 1/2	国土交通省都市局都市計画課

2) 公共施設等総合管理計画の策定及び公共施設の集約化等に関する支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
公共施設等総合管理計画策定に要する経費に係る特別交付税措置	—	○	—	—	—	公共施設等総合管理計画の策定に要する経費について特別交付税措置(措置率50%) 関連URL: http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html	総務省自治財政局財務調査課
公共施設等の除却事業に係る地方債の特例措置	—	○	—	—	—	公共施設等総合管理計画に基づき実施される事業であって、既存の公共施設等の除却を実施するものに対し、地方債を充当(地方債充当率75%(資金手当))	総務省自治財政局財務調査課
公共施設等の集約化・複合化事業に係る地方債措置	—	○	—	—	—	公共施設等総合管理計画に基づき実施される事業であって、既存の公共施設の集約化・複合化を実施するものに対し、地方債を充当(地方債充当率90%、交付税算入率50%)	総務省自治財政局財務調査課

公共施設等の転用事業に係る地方債の特例措置	—	○	—	—	—	公共施設等総合管理計画に基づき実施される事業であって、既存の公共施設の転用を実施するものに対し、地方債を充当(地方債充当率90%、交付税算入率30%)	総務省自治財政局 財務調査課
-----------------------	---	---	---	---	---	---	-------------------

3) 国公有財産の最適利用を図る際に活用可能な支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
国公有財産の最適利用	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・国公有財産の総括機関である財務局が、国公有財産を管理する各省各庁をとりまとめ、国、地方公共団体、その他機関が相互に連携し、一定の地域に所在する国公有財産等の情報を面的に共有し、中長期的な観点から、地方公共団体の意向を尊重しつつ、庁舎をはじめとする公用財産等の最適利用について調整。 ・国と地方公共団体が連携した国公有財産の最適利用を促進するための相談窓口を設置。 	財務省理財局国公有財産企画課 総務省自治財政局財務調査課 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

4) 地方公共団体が官民連携の推進に向けて活用可能な支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
先導的なPPP/PFI手法の導入を検討する地方公共団体への支援(先導的官民連携支援事業)	○	—	—	—	先導的官民連携支援事業補助金交付要綱	先導的なPPP/PFI手法導入に向けた検討を行う地方公共団体の調査委託費への助成 【補助率】 10/10 (上限2,000万円)	国土交通省 総合政策局官民連携政策課
地域プラットフォームを活用したPPP/PFI案件形成の促進	○	—	—	—	—	PPP/PFI手法の開発・普及等を図り、地方公共団体における案件形成を促進するため、地方ブロック単位及び地方公共団体単位での地域プラットフォームの形成を支援	国土交通省 総合政策局官民連携政策課
PRE戦略を実践するための手引書	—	—	—	—	—	平成19・20年度に開催された「公的不動産の合理的な所有・利用に関する研究会」(PRE研究会)の検討結果を取りまとめたもの。地方公共団体がPRE戦略を立案・実行するための実践的な参考書として、PRE戦略の基本的な考え方や実務に必要な各種情報、事例等が記載されている。【平成21年5月(平成22年6月、平成24年3月改定)】 関連URL: http://tochi.mlit.go.jp/jitumu-jirei/pre-tebikisho	国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課

公的不動産(PRE)の活用事例集	-	-	-	-	-	<p>昨年度平成26年度に開催された「不動産証券化手法等による公的不動産(PRE)の活用のある方に関する検討会において、不動産証券化手法等による公的不動産の活用事例の把握や各事例における課題の整理、今後の公的不動産の活用の具体的方策について検討した結果を取りまとめたもの。【平成27年5月】</p> <p>関連URL: http://www.mlit.go.jp/common/001091355.pdf</p>	国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課
------------------	---	---	---	---	---	--	-------------------------------

5) 公共施設の整備等に関する支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
官民連携基盤整備推進調査費	○	-	-	-	官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援調査費補助金交付要綱	公的ストックを賢く使い、民間投資の誘発、ビジネス機会の拡大を図る観点から、地方公共団体に対して、民間の投資や事業活動と一体的に計画・実施することにより地域活性化に資する社会基盤整備の事業化検討経費を支援する。	国土交通省国土政策局 広域地方政策課
都市機能立地支援事業	○	-	-	○	都市再生特別措置法、都市機能立地支援事業制度要綱等	人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、公的不動産の有効活用等により都市機能(医療・福祉等)を整備する民間事業者等に対して支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する。 【補助率】 1/2等 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000028.html	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課
都市再生整備計画事業(都市再構築戦略事業)	○	○	-	○	都市再生特別措置法、社会資本整備総合交付金交付要綱等	人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、地域に必要な都市機能(医療・福祉等)等の整備について支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する。 【交付率】 1/2等 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000029.html	国土交通省都市局 市街地整備課
都市再生区画整理事業	○	○	○	○	土地区画整理法、社会資本整備総合交付金交付要綱等	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生等を推進するため施行する土地区画整理事業等の支援を行う。 【交付率】 重点地区:1/2、一般地区:1/3	国土交通省都市局 市街地整備課

市街地再開発事業	○	○	○	○	都市再開発法、社会資本整備総合交付金交付要綱等	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、敷地の統合、不燃共同建築物の建築及び公共施設の整備を行う。 【交付率】 1/3	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課
優良建築物等整備事業	○	-	-	-	優良建築物等整備事業制度要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱等	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う。 【補助率】 1/2、1/3、2/5	国土交通省住宅局 市街地建築課
共同型都市再構築業務 (民都機構による支援)	○	-	-	○	民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条1項第1号	地域の生活に必要な都市機能の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する民間事業に対し、民間都市開発推進機構が長期で安定的な資金を供給する制度。 民都機構は共同事業者として工事費等の一部を負担し、建物竣工後、民都機構の建物持ち分を事業者に譲渡。事業者は建物譲渡代金を20年間以内の半年賦又は10年間以内の一括弁済で民都機構に返済。 関連URL: http://www.minto.or.jp/products/reconstruction.html	国土交通省都市局 まちづくり推進課
まち再生出資業務 (民都機構による支援)	○	-	-	○	都市再生特別措置法第95条等	市町村が定める立地適正化計画等の区域内等において、国土交通大臣の認定を受けた民間都市開発事業に対し、民間都市開発推進機構を通じて、立ち上げ支援を行う。 関連URL: http://www.minto.or.jp/products/regenerate.html	国土交通省都市局 まちづくり推進課
都市公園ストック再編事業	○	-	-	○	社会資本整備総合交付金交付要綱	立地適正化計画等に基づき行われる、子育て支援や高齢社会対応としての整備や、配置の適正化など、地方公共団体における都市公園ストックの機能や配置の再編を支援する。 【補助率】 1/2(施設)、1/3(用地)	国土交通省都市局 公園緑地・景観課

コンパクトシティの形成に関連する支援施策集

⑦住宅政策との連携の視点

○立地適正化計画において、居住誘導区域を設定し、当該区域への円滑な居住の誘導を図るため、住宅施策とコンパクトシティの形成に向けた取組の連携が必要である。
 ○空き家対策の推進、中古住宅・リフォーム市場の活性化、サービス付き高齢者向け住宅の整備等の住宅施策を講じながらコンパクトシティ形成に向けた取組を進めていく必要がある。

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
空き家再生等推進事業	○	—	—	—	小規模住宅地区棟改良事業制度要綱	居住環境の整備改善を図るため、空き家等の活用・除却等に係る経費を支援(社会資本整備総合交付金の基幹事業) 【補助率】 1/2 関連URL: http://www.mlit.go.jp/common/001091836.pdf	国土交通省住宅局 住宅総合整備課環境整備室
中古住宅・リフォーム市場活性化による住み替えの促進	○	—	○	—	—	既存住宅の質の維持・向上等により中古住宅・リフォーム市場の活性化を図り、ライフスタイル・ライフステージに応じた住み替えの円滑化を図る。	国土交通省住宅局 住宅政策課 住宅生産課 土地・建設産業局 不動産課
スマートウェルネス住宅等推進事業	○	—	—	—	スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱	高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における併設施設の整備及び先導的な取組みに対する支援を実施する。 【補助率】 1/10等	国土交通省住宅局 安心居住推進課
公営住宅整備事業 (公営住宅の非現地建替えに対する支援)	○	○	—	—	公営住宅整備事業対象要綱 公営住宅整備事業等補助要領	公営住宅の事業主体が既存の公営住宅を除却し非現地への建替えを行う場合、新たに建てられる公営住宅の土地が立地適正化計画に基づく居住誘導区域内であれば、除却費・移転費を助成する。 【交付率】 概ね45%等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課
UR団地における近接地建替の実施	○	—	—	○	独立行政法人都市再生機構法第11条第13号	改正都市再生機構法(平成27年7月施行)に基づき、UR団地の建替えを現地のほか近接地においても実施可能とする。近接地に存する他の公的賃貸住宅団地とUR団地とを連携して再配置すること等により、コンパクトシティの形成を図る。	国土交通省住宅局 総務課民間事業支援調整室

住宅市街地総合整備事業 (拠点開発型)	○	○	-	-	住宅市街地総合整備事業 制度要綱等	<p>既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新など都市再生の推進に必要な政策課題に、より機動的に対応するため、良質な住宅の供給や地区内の公共施設整備等を行う事業に対し、国が必要な費用の一部を支援する。</p> <p>【補助率】 1/2、1/3 等</p>	国土交通省住宅局 市街地建築課市街地 住宅整備室
住宅市街地総合整備事業 (都市再生住宅等整備事業)	○	○	-	-	住宅市街地総合整備事業 制度要綱等	<p>住宅市街地総合整備事業や市街地再開発事業等の適切な事業推進を図るため、事業実施に伴い、住宅等を失うことにより住宅等に困窮することとなる者のための住宅等の整備、家賃負担に対し、国が必要な費用の一部を支援する。</p> <p>【補助率】 1/2、1/3 等</p>	国土交通省住宅局 市街地建築課市街地 住宅整備室

コンパクトシティの形成に関連する支援施策集

⑧学校・教育との連携の視点

○多様な学習活動に対応した機能的な学校施設を整備する観点や、学校を拠点として、まちづくりや地域コミュニティの形成を図る観点から、地域の実情に応じ、学校施設と社会教育施設等との複合化や余裕教室等の活用が進められている。
 ○コンパクトシティの形成に向けて、拠点エリアに必要な都市機能を誘導する際に、学校施設と他の公共施設等との複合化、廃校施設や余裕教室等の活用などの施策と連携することが期待されている。

学校施設の有効活用等の支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続の緩和	-	-	-	○	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 ・公立学校施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について(文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知)	国庫補助を受けて整備した公立学校施設を処分制限期間内に転用等する場合の財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化 関連URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu/03082701.htm	文部科学省大臣官房 文教施設企画部施設助成課
公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引	-	-	-	-	-	学校規模の適正化や小規模校の検討に際しての基本的方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめ、各自治体の主体的な取組を総合的に支援する方策の一環として策定したもの。 手引きで、学校統合を行う場合、小規模校を存続させる場合、休校した学校を再開させる場合の考え方についてとりまとめた中で、学校統合を行う場合や小規模校を存続させる場合の工夫の一例として、まちづくりの総合計画の一環として児童福祉施設、社会福祉施設、役場施設等と学校施設との複合化を検討することも紹介している。 関連URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1354768.htm	文部科学省初等中等教育局 初等中等教育企画課 教育制度改革室

コンパクトシティの形成に関連する支援施策集

⑨防災との連携の視点

○コンパクトシティの形成に取り組むに当たっては、河川管理者、下水道管理者等との連携により、災害リスクの低い地域への都市機能や居住の誘導を推進することが重要である。
○また、災害リスクが比較的高いものの、既に都市機能や住宅等が集積している地域については、災害リスクを軽減するために河川、下水道等の整備を重点的に推進することが重要である。

1) 面的な整備により対象地区の防災性向上を図る事業への支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
防災街区整備事業	○	○	○	○	密集法 住宅市街地総合整備事業 制度要綱、社会資本整備 総合交付金交付要綱等	密集法に基づき建築物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、個別の土地への権利変換を認める事業手法。老朽化した建築物を除却し、防災機能を備えた建築物及び公共施設の整備に対し、国が必要な費用の一部を支援する。 【交付率】 1/3	国土交通省住宅局 市街地建築課市街地 住宅整備室 都市局市街地整備課
都市再生区画整理事業	○	○	○	○	土地区画整理法、社会資本 整備総合交付金交付要 綱等	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生等を推進するため施行する土地区画整理事業等の支援を行う。 【交付率】 重点地区：1/2、一般地区：1/3	国土交通省都市局 市街地整備課
市街地再開発事業	○	○	○	○	都市再開発法、社会資本 整備総合交付金交付要綱 等	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、敷地の統合、不燃共同建築物の建築及び公共施設の整備を行う。 【交付率】 1/3	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課

都市防災総合推進事業	○	○	-	-	社会資本整備総合交付金 交付要綱	避難地・避難路等の公共施設整備や防災まちづくり拠点施設の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を支援 【交付率】1/2、1/3、2/3※ ※南海トラフ特措法に基づく一定の要件を満たす場合 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000008.html	国土交通省都市局 都市安全課
災害時業務継続地区整備緊急促進事業	○	-	-	-	災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金交付要綱	都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する拠点地区であって、災害対応の拠点となる地区において、エネルギーの自立化・多重化に資するエネルギー面的ネットワークにより、災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区(BCD: Business Continuity District)の構築を支援する。 【補助率】 計画策定支援、コーディネート支援: 1/2、施設整備事業支援: 2/5 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000045.html	国土交通省都市局 市街地整備課

2) 防災機能を併せて整備する建築物への支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	○	-	-	-	防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱等	防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者に対して、助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。 【補助率】 3/100、5/100、7/100	国土交通省住宅局 市街地建築課 都市局市街地整備課

共同型都市再構築業務	○	-	-	○	民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条1項第1号	<p>地域の生活に必要な都市機能の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する民間事業に対し、民間都市開発推進機構が長期で安定的な資金を供給する制度。</p> <p>民都機構は共同事業者として工事費等の一部を負担し、建物竣工後、民都機構の建物持ち分を事業者に譲渡。事業者は建物譲渡代金を20年間以内の半年賦又は10年間以内の一括弁済で民都機構に返済。</p> <p>関連URL: http://www.minto.or.jp/products/reconstruction.html</p>	国土交通省都市局 まちづくり推進課
メザニン支援業務	○	-	-	○	都市再生特別措置法第71条	<p>優良な民間都市開発プロジェクトについて、特に調達が困難なミドルリスク資金等の供給の円滑化を図るため、安定的な金利で長期に資金調達ができる仕組み。民都機構が政府保証で資金を調達し、民間事業者に対して貸付又は社債取得により支援。</p> <p>関連URL: http://www.minto.or.jp/products/mezzanine.html</p>	国土交通省都市局 まちづくり推進課

コンパクトシティの形成に関連する支援施策集

⑩広域連携の視点

○複数市町村による広域的な生活圏や経済圏が形成されている場合、関連する市町村が連携して立地適正化計画を作成することにより、当該圏域における都市機能(医療・福祉・商業等)を一定の役割分担の下で整備・利用することができ、効率的な施設の整備・管理が可能となることが期待される。
○連携中枢都市圏を形成する自治体間や鉄道等の公共交通沿線の自治体間で、例えば拠点病院等の高次の都市機能や公共交通の充実等について連携することも考えられる。

1) 複数市町村が連携したコンパクトシティの形成に関する支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
集約都市形成支援事業 (コンパクトシティ形成支援事業)	○	-	-	-	集約都市形成支援事業費補助金交付要綱等	・複数市町村が連携して行う立地適正化計画の作成の前提となる広域的な立地適正化の方針の作成に要する経費の支援。 ・広域的な立地適正化の方針の作成に向けた合意形成の取組に対し、専門家の派遣並びに住民説明資料の作成等に必要な検討調査等に要する経費の支援。	国土交通省都市局都市計画課
都市機能立地支援事業	○	-	-	○	都市再生特別措置法、都市機能立地支援事業制度要綱等	複数市町村で連携して立地適正化計画を作成する場合、複数市町村が機能分担し、共同利用する医療、福祉等の施設の立地に対する補助対象事業費の嵩上げ等の支援を行う。 【補助率】 1/2等 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000028.html	国土交通省都市局市街地整備課住宅局市街地建築課
都市再生整備計画事業 (都市再構築戦略事業)	○	○	-	○	都市再生特別措置法、社会資本整備総合交付金交付要綱等	複数市町村で連携して立地適正化計画を作成する場合、複数市町村が機能分担し、共同利用する医療、福祉等の施設の立地に対する補助対象事業費の嵩上げ等の支援を行う。 【交付率】 1/2等 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000029.html	国土交通省都市局市街地整備課

都市・地域交通戦略推進事業	○	○	-	-	社会資本整備総合交付金 交付要綱等	複数市町村で連携して立地適正化計画を作成する場合、複数市町村を結ぶ路面電車等の公共交通に係る施設整備に対して、補助率の嵩上げ等の支援を行う。 【補助率】 1/3、1/2(立地適正化計画に位置付けられた事業等)	国土交通省都市局 街路交通施設課
---------------	---	---	---	---	----------------------	--	---------------------

2) 連携中枢都市圏の形成に関する措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
連携中枢都市圏構想の推進	○	○	-	-	連携中枢都市圏構想推進要綱	地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏を形成する取組を支援。 さらに27年度より、圏域として取組む事業に対して地方交付税措置を実施。	総務省自治行政局 市町村課